

C

令和 4 年

第 3 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 87 号議案	浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	4
第 88 号議案	浜松市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	5
第 89 号議案	浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	11
第 90 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	12
第 91 号議案	浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について	13
第 92 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について	14
第 93 号議案	浜松市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	17
第 94 号議案	あらたに生じた土地の確認について	18
第 95 号議案	字の区域の変更について	20
第 96 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 2 台)	22
第 97 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車 (CD-I 型CAF S) 2 台)	23
第 98 号議案	物品購入契約締結について (支援車 (II 型))	24
第 99 号議案	物品購入契約締結について (高規格救急自動車 4 台)	25
第 100 号議案	物品購入契約締結について (小型動力ポンプ付積載車 4 台)	26
第 101 号議案	から 第 103 号議案 まで 市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について	27
第 104 号議案	令和 3 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	29
第 105 号議案	令和 3 年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	30
第 106 号議案	令和 3 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	31
認 第 1 号	から 認 第 3 号 まで 令和 3 年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と財務諸表の決算額との差異について	32

(第 87 号議案の説明資料)

選挙管理委員会事務局

浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

(提案理由)

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正を踏まえ、浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成の公営に関する金額が変更となることから、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成の公営に関する金額について、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙に準じた改正を行うものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「改正法」という。）が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、定年が段階的に引き上げられることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制及び情報提供・意思確認制度の導入、暫定再任用制度の措置並びに 60 歳以降の職員の給与の取扱い等を規定するほか、雇用保険法等の改正に伴い、所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正又は廃止するものです。

(主な改正内容)

1 浜松市職員の定年等に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

(1) 定年に関する事項

ア 新しい定年に関すること（第 3 条）

定年を 65 歳に定めるものです。

イ 定年の特例に関すること（第 4 条）

定年に達した職員について、3 年間を上限とし引き続き勤務させることができることを定めるものです。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制に関する事項

ア 対象となる管理監督職の範囲に関すること（第 6 条）

管理職手当受給職のほか、これに準じる職を定めるものです。

イ 管理監督職勤務上限年齢に関すること（第 7 条）

上限年齢を 60 歳に定めるものです。

ウ 降任等を行うに当たって遵守すべき基準に関する事項（第 8 条）

他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき事項を定めるものです。

エ 管理監督職上限年齢制の特例任用に関する事項（第 9 条から第 11 条）

①管理監督職を占める職員の降任等により、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に、引き続き当該職員に、当該管理監督職を占めたまま 3 年間を上限として勤務させることができる、管理監督職上限年齢による降任等の特例任用について定めるものです。

②職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として、当該管理監督職を引き続き占めたまま 5 年間を上限として勤務させることができる、特定管理監督職群（人事委員会規則で規定）について定めるものです。

- ③その他、実施に際し、必要な措置等を定めるものです。
- (3) 定年前再任用短時間勤務制に関する事項（第12条）
60歳に達した日以後に退職した職員について、従前の勤務実績等に基づく選考の方法により短時間勤務の職に採用できることを定めるものです。
- (4) 定年に関する経過措置（附則第4項及び第5項）
令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、2年に1歳ずつ定年を引き上げることを定めるものです。ただし、医療業務に従事する医師及び歯科医師については、従前のおり65歳であることを定めるものです。
- (5) 情報の提供及び勤務の意思確認（附則第6項）
60歳に達する日の属する年度の前年度において、職員に対し、60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供し、60歳以後における勤務の意思を確認するよう努めることを定めるものです。
- 2 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正（第9条関係）
- 3 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正（第16条関係）
- (1) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に関すること
(第4条の2・教育職員第6条)
給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額に、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることを定めるものです。
- (2) 60歳超職員の給料に関すること
- ア 60歳超の職員の給料月額に関すること（附則第18項・教育職員附則第12項）
当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料は、職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることを定めるものです。
- イ 端数処理に関すること
(附則第12項、第18項・教育職員附則第11項、第12項)
給料月額の算定における端数処理について定めるものです。
- ウ 給料月額7割措置の例外に関すること（附則第19項・教育職員附則第13項）
医療業務に従事する医師及び歯科医師、臨時的任用職員、任期付職員、定年前再任用短時間勤務職員、特例任用適用職員（特定管理監督職群は除く）並びに定年の特例適用職員について、7割措置を適用しないことを定めるものです。
- エ 管理監督職勤務上限年齢調整額に関すること
(附則第20項・教育職員附則第14項)
管理監督職勤務上限年齢による降任等による減額と、給料月額7割措置により、二重の給料月額の引下げを受ける職員に対して、当分の間、当該職員に管理監督職勤務上限年齢調整額を給料として支給できるように定めるものです。

4 浜松市職員退職手当支給条例の一部改正（第14条関係）

(1) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関すること

（第5条の3）

定年の引上げに伴い、定年前早期退職者の特例を定年年齢から15年を減じた年齢から20年を減じた年齢とすることを定めるものです。

(2) 退職手当の基本額に係る特例に関すること（附則第24項）

定年の引上げに伴う給料月額の設定は、第5条の2に規定する給料月額の減額改定に該当しないことを定めるものです。

(3) 60歳以上職員の公務傷病等による退職に関すること（附則第28項）

当分の間、60歳以上で、公務上の傷病等による退職の場合の退職手当に関する取り扱いを定めるものです。

5 その他

(1) 経過措置に関すること

ア 暫定再任用職員等に関する事項（附則第2条から附則第21条まで（附則第8条、第9条及び附則第17条第1項を除く））

定年の引上げ期間において、現行の再任用職員等を暫定再任用職員として、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職への採用及び給料月額などのほか、勤務延長に関する取り扱いを定めるものです。

イ 定年前再任用短時間勤務職員に関する事項（附則第8条）

定年前再任用短時間勤務職員として採用することができない期間について定めるものです。

(2) 関連条例の廃止に関すること

浜松市職員の再任用に関する条例の廃止（第5条関係）

(3) 関連条例の一部改正に関すること

次の条例について、改正法の施行に伴い、条項や必要な字句の整理など所要の整備を行うものです。

ア 浜松市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正（第2条関係）

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正（第3条関係）

ウ 浜松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第4条関係）

エ 浜松市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第6条関係）

オ 浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第7条関係）

カ 浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第8条関係）

キ 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第10条関係）

ク 浜松市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

（第11条関係）

ケ 浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第15条関係）

コ 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正（第 17 条関係）

（４） 失業者の退職手当に関すること

（第 12 条関係並びに第 13 条関係及び附則第 17 条第 1 項）

雇用保険法及び職業安定法の改正に伴う、所要の整備をするものです。

（施行期日）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。ただし、第 12 条並びに附則第 9 条及び附則第 17 条第 1 項の規定は公布の日、第 13 条の規定は令和 4 年 10 月 1 日から施行するものです。

(参考：定年の段階的引上げについて) ※年齢は年度末年齢

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
65歳 S32.4.2- S33.4.1生	65歳 再任 ⑤										
64歳 S33.4.2- S34.4.1生	64歳 再任 ④	65歳 暫再 ⑤									
63歳 S34.4.2- S35.4.1生	63歳 再任 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤								
62歳 S35.4.2- S36.4.1生	62歳 再任 ②	63歳 暫再 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤							
61歳 S36.4.2- S37.4.1生	61歳 再任 ①	62歳 暫再 ②	63歳 暫再 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤						
60歳 S37.4.2- S38.4.1生	60歳 定年 退職	61歳 暫再 ①	62歳 暫再 ②	63歳 暫再 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤					
59歳 S38.4.2- S39.4.1生	59歳	60歳	61歳 定年 退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
58歳 S39.4.2- S40.4.1生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年 退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再			
57歳 S40.4.2- S41.4.1生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年 退職	64歳 暫再	65歳 暫再		
56歳 S41.4.2- S42.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年 退職	65歳 暫再	
55歳 S42.4.2- S43.4.1生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年 退職

浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

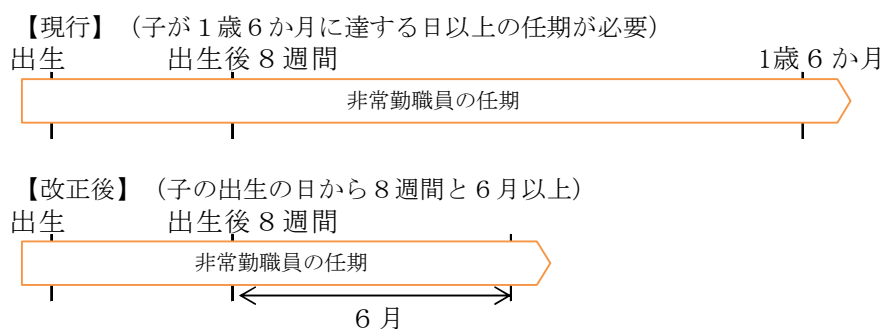
(提案理由)

働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるための地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件緩和や取得の柔軟化等を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件緩和

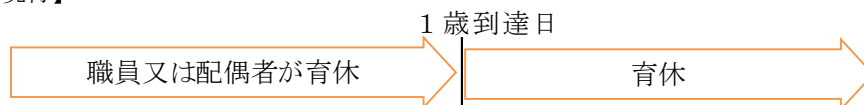
子が 1 歳 6 か月達する日以上の任期について、その任期を子の出生日から 8 週間と 6 月を経過する日以上に緩和するものです。



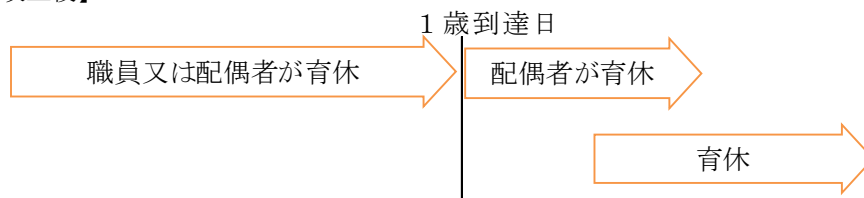
2 非常勤職員の子の 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化

配偶者と交替して取得できるようにするなど、取得の柔軟化をするものです。

【現行】



【改正後】



3 その他

法改正に伴う所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものです。

(第 90 号議案の説明資料)

建築行政課

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）の一部改正に伴い、新たに創設される、増改築を伴わない既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更認定の申請手数料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

別表「土木・建築」欄（77）項及び（80）項（増築又は改築の認定及び変更認定の申請に係る手数料区分）に、増改築を伴わない既存住宅の維持保全計画に対する認定申請を追加するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものです。

(第 91 号議案の説明資料)

福祉総務課

浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

(提案理由)

本年 1 2 月 1 日に実施する民生委員・児童委員の一斉改選（3 年に 1 度）に伴い、地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を現行の 1, 3 4 5 人から 2 人増員し、1, 3 4 7 人とするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

民生委員の定数を 1, 3 4 5 人から 1, 3 4 7 人に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行するものです。

浜松市都市公園条例の一部改正について

(提案理由)

動物園では、令和 3 年 3 月の「いのちのふれあいゾーン」供用開始に伴う使用料の見直しを検討していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせていました。

今回、感染拡大防止対策により通常開園が可能となったことから、平成 27 年度の使用料見直し方針に基づく受益者負担水準の適正化を図るため、動物園の使用料を見直し、条例の一部を改正するものです。

このほか、利用者の少ない回数利用券を廃止するものです。

(改正内容)

1 使用料の見直し

受益者負担水準の適正化を目的として、近郊の同種施設との比較により設定した使用料に見直すものです。

施設区分・施設名称等		使用料 (円)	
		改正前	改正後
舘山寺総合公園			
動物園	定期利用券 (年額)	830	1,500
	個人 (1 人 1 回につき)	410	500
	共通入場券の額のうち動物園の利用に係るもの	260	350

2 回数利用券の廃止

動物園の回数利用券を廃止するものです。

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

2 この条例の施行の際現に改正前の第 10 条の 2 第 1 項の規定により発行されている回数利用券にあっては、この条例の施行の日以後においても、なお従前の例により使用することができるとするものです。

(位置図)



(動物園：いのちのふれあいゾーン)



(参考) 動物園の入園料比較表

(単位：円)

主な区分		名称		東山 動物園	のんほい パーク	日本平 動物園
		浜松市動物園 改正前	改正後			
定期利用券	年額	830	1,500	2,000	2,000	2,510
入園料	大人	410	500	500	600	620
	小中学生	無料	無料	無料	100	150
	未就学児				無料	無料

※出典：各施設の公式ホームページ（令和4年8月17日時点）

浜松市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

(提案理由)

定年が引き上げられることを踏まえ、高齢期職員の多様な働き方のニーズにこたえるための選択肢の一つとして、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（以下「部分休業」という。）の承認、期間等について必要な事項を定めるため条例を制定するものです。

(制定内容の主なもの)

- 1 部分休業の取得時間（第 2 条第 1 項）
勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として 1 日につき 2 時間を超えない範囲内とするものです。
- 2 部分休業の始期（第 2 条第 2 項）
60 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日以降とすることを定めるものです。
- 3 部分休業の対象となる年齢（第 2 条第 3 項）
部分休業の対象となる年齢を 60 歳とするものです。
- 4 部分休業時の給与等（第 3 条及び第 4 条）
部分休業取得中の給与は支給しないこととするものです。退職手当の算定において、当該部分休業の 2 分の 1 に相当する期間を在職期間から除算するものです。
- 5 その他
その他、部分休業制度の導入に伴う所要の整備をするものです。

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

○高齢者部分休業

高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことを可能とする部分休業制度。

(第 94 号議案の説明資料)

文書行政課

あらたに生じた土地の確認について

(提案理由)

昭和 5 2 年度に、静岡県が浜名湖岸の土砂等が堆積した場所と浜名湖との間に浜名湖周遊自転車道を築造したことで、当該地が浜名湖と完全に切り離されたことにより、あらたに生じた土地を確認するもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

(あらたに生じた土地)

浜松市北区細江町気賀字下気賀 9 7 3 8 の 8、9 8 0 7 の 6 及び 9 8 0 7 の 7 の地先
1 2 0 . 5 1 平方メートル

(位置図)

次ページ参照

位置図



確認箇所

浜名湖

(第 95 号議案の説明資料)

文書行政課

字の区域の変更について

(提案理由)

昭和 5 2 年度に、静岡県が浜名湖岸の土砂等が堆積した場所と浜名湖との間に浜名湖周遊自転車道を築造したことで、当該地が浜名湖と完全に切り離されたことにより、あらたに土地が生じるため、字の区域を変更しようとするもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

(北区細江町気賀字下気賀に編入する区域)

浜松市北区細江町気賀字下気賀 9 7 3 8 の 8、9 8 0 7 の 6 及び 9 8 0 7 の 7 の地先
1 2 0 . 5 1 平方メートル

(位置図)

次ページ参照

位置図



編入箇所

浜名湖

(第96号議案の説明資料)

市民生活課

物品購入契約締結について(消防ポンプ自動車(CD-I型)2台)

(提案理由)

中区支団第1方面隊浜松第6分団及び南区支団第2方面隊浜松第27分団に配備されている消防ポンプ自動車(CD-I型)を更新するため、特定防衛施設周辺整備調整交付金を受け、消防ポンプ自動車2台の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
消防ポンプ 自動車 (CD-I 型)2台	・シャシ 3t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ	40,920,000円	特定調達 契約 一般競争 入札	浜松市東区 和田町701番地 株式会社日本防火研究所 代表取締役 市川 智也

(第97号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型CAFS）2台）

(提案理由)

浜北消防署本署に配備されている消防ポンプ自動車（CD-I型）及び天竜消防署水窪出張所に配備されている小型動力ポンプ付積載車を更新するため、消防ポンプ自動車（CD-I型CAFS）2台の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
消防ポンプ 自動車 （CD-I 型CAFS）2台	・シャシ 3t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・水槽 600ℓ ・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 （CAFS）	93,038,000円	特定調達 契約 一般競争 入札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

(第98号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（支援車（Ⅱ型））

(提案理由)

消防局警防課に配備されている警防トラックを更新するため、支援車（Ⅱ型）1台の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
支援車 （Ⅱ型）	・シャシ 5.5t級 シングルキャビン ・特殊ぎ装 コンテナ脱着装置 （グランデッカー） 箱型コンテナ2つ	80,740,000円	特定調達 契約 一般競争 入札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

(第99号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（高規格救急自動車4台）

(提案理由)

中消防署本署、中消防署相生出張所、東消防署上石田出張所及び天竜消防署本署に配備されている高規格救急自動車を更新するため、高規格救急自動車4台の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
高規格救急自動車 4台	<ul style="list-style-type: none">・駆動方式 4WD・エンジン総排気量 2,400cc以上・変速装置 電子制御式4速オートマチック以上・乗車定員 7人以上	74,800,000円	特定調達 契約 一般競争 入札	浜松市南区 寺脇町738番地 静岡トヨタ自動車株式会社 法人営業部法人営業3課 部長 原田 兆啓

(第100号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について (小型動力ポンプ付積載車 4 台)

(提案理由)

浜松市消防団天竜区支団天竜第 6 分団、天竜第 1 0 分団、佐久間第 1 分団及び水窪第 2 分団に配備されている小型動力ポンプ付積載車を更新するため、小型動力ポンプ付積載車 4 台の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車 4 台	・シャシ 1.25 t 級 ダブルキャビン付 シャシ ・B-3 級可搬式消防 ポンプ	52,030,000円	特定調達 契 約 一 般 競 争 入 札	浜松市東区植松町 1460番地の28 旭産業株式会社 浜松営業所 所長 木下 滋仁

(第 101 号議案、第 102 号議案、第 103 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）及び同法第 10 条（路線の廃止または変更）の規定に基づき、市道の認定・廃止・変更を行うため提案するものであります。

(提案内容)

市道路線の認定・廃止・変更 (延長単位：m)

	路線数	実延長
認定	7	280.12
廃止	△1	△165.62
変更	(3)	△350.19
計	6	△235.69

△印はマイナス分、()内は路線数の増減に反映しない路線

令和 4 年度全市域市道道路状況 (延長単位：m)

	路線数	実延長
令和 4 年 4 月 1 日	23,724	7,573,013.97
認定・廃止・変更後	23,730	7,572,778.28

区別路線数及び実延長 (延長単位：m)

	令和 4 年 4 月 1 日		認定・廃止・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中 区	3,630	888,597.94	3,631	888,626.33
東 区	2,953	817,971.91	2,954	817,996.79
西 区	4,440	1,239,976.48	4,442	1,239,912.66
南 区	2,582	772,887.76	2,584	772,990.51
北 区	4,521	1,749,506.98	4,521	1,749,506.98
浜北区	3,269	857,669.81	3,269	857,341.92
天竜区	2,476	1,246,403.09	2,476	1,246,403.09

令和 3 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 3 年度浜松市病院事業会計決算（医療センター）に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

地方公営企業法（抄）

（剰余金の処分等）

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抄）

（特定目的の積立金）

第 24 条 法第 32 条第 2 項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 3 年度浜松市病院事業会計決算（医療センター）に伴う未処分利益剰余金 6, 214, 863, 361 円のうち 293, 000, 000 円を減債積立金に、468, 500, 000 円を建設改良積立金に、468, 500, 000 円を資産管理積立金にそれぞれ積立て、残余 4, 984, 863, 361 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	6, 214, 863, 361 円
2 利益剰余金処分量	1, 230, 000, 000 円
(1) 減債積立金	293, 000, 000 円
(2) 建設改良積立金	468, 500, 000 円
(3) 資産管理積立金	468, 500, 000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	4, 984, 863, 361 円

令和 3 年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 3 年度浜松市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 3 年度浜松市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金 1,571,458,623 円のうち 230,000,000 円を減債積立金に積立て、1,340,000,000 円を資本金に組入れ、残余 1,458,623 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	1,571,458,623 円
2 利益剰余金処分量	1,570,000,000 円
(1) 減債積立金	230,000,000 円
(2) 資本金	1,340,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	1,458,623 円

令和 3 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 3 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 3 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金 4,242,832,828 円のうち 2,140,000,000 円を減債積立金に積立て、2,100,000,000 円を資本金に組入れ、残余 2,832,828 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	4,242,832,828 円
2 利益剰余金処分量	4,240,000,000 円
(1) 減債積立金	2,140,000,000 円
(2) 資本金	2,100,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	2,832,828 円

(認第1号から認第3号までの参考資料)

病 院 管 理 課
佐 久 間 病 院
上 下 水 道 総 務 課

令和3年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と財務諸表の
決算額との差異について

公営企業会計の決算書のうち、決算報告書は、予算に対する決算額を示すため、消費税を含めた執行額を記載しております。また、財務諸表は、企業の経営成績や財産状況を明確にするため、消費税を除いた執行額を記載しています。

従って、決算報告書の決算額と財務諸表の決算額については、消費税分について差異が生じることとなります。

各企業の決算報告書の決算額と財務諸表の決算額における消費税分の差異の内容は、次のとおりです。

(認第1号) 病院事業会計

[収入] 決算報告書の第1款医療センター事業収益 5,475,662,542 円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業収益 5,314,469,150 円との差額 161,193,392 円は、預り消費税及び地方消費税 161,193,392 円であります。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業収益 4,027,262,156 円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業収益 4,016,412,237 円との差額 10,849,919 円は、預り消費税及び地方消費税 10,849,919 円であります。

決算報告書の第3款佐久間病院事業収益 1,280,220,658 円と、収益費用明細書の第3款佐久間病院事業収益 1,275,934,086 円との差額 4,286,572 円は、預り消費税及び地方消費税 4,286,572 円であります。

[支出] 決算報告書の第1款医療センター事業費用 4,075,055,249 円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業費用 4,082,864,796 円との差額 △7,809,547 円は、仮払消費税及び地方消費税 616,173 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 8,425,720 円を減じた額であります。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業費用 3,985,251,150 円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業費用 3,974,401,231 円との差額 10,849,919 円は、

仮払消費税及び地方消費税 289,419 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 395,800 円を減じ、消費税納税額 10,956,300 円を加えた額であります。

決算報告書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,143,650,948 円と、収益費用明細書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,139,364,376 円との差額 4,286,572 円は、仮払消費税及び地方消費税 28,191,961 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 25,914,789 円を減じ、消費税納税額 2,009,400 円を加えた額であります。

(認第 2 号) 水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款水道事業収益 12,646,912,064 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業収益 11,629,017,503 円との差額 1,017,894,561 円は、預り消費税及び地方消費税 1,019,009,527 円から不納欠損等に係る消費税 1,114,966 円を減じた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款水道事業費用 11,952,932,035 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業費用 11,399,445,774 円との差額 553,486,261 円は、仮払消費税及び地方消費税 484,092,843 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出 436,082 円を減じ、消費税納税額 69,829,500 円を加えた額であります。

(認第 3 号) 下水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款下水道事業収益 21,028,191,269 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業収益 20,065,061,988 円との差額 963,129,281 円は、預り消費税及び地方消費税 964,392,328 円から不納欠損等に係る消費税 1,263,047 円を減じた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款下水道事業費用 18,514,033,621 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業費用 17,929,982,539 円との差額 584,051,082 円は、仮払消費税及び地方消費税 243,151,581 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出 50,503,699 円を減じ、消費税納税額 391,403,200 円を加えた額であります。